1. 計画策定にあたって

1.1 計画策定の目的

本計画は、飯山市の今後の市街地のまちづくりで目指す「回遊性のあるまちづくり」の一環として、歴史的シンボルである城山公園の整備を進め、市民はもとより飯山市を訪れる方々の憩いの場として親しまれ、飯山の歴史に触れていただけるような空間づくりを行うことを目的とします。

1.2 計画策定の方針

(1) 目指す姿

計画策定にあたっては、飯山城が機能していた江戸時代末期の状態へ出来る限り復元するとともに、利用者が憩える公園づくりを目指します。

また、平成26年度末の新幹線飯山駅開業の年が築城450年を迎える節目の年となることから、この2つの歴史的な出来事をチャンスと捉え、飯山が全国へ発信できるよう、まちなか観光の拠点づくりを進めます。

(2) 城郭(津1)と公園施設の整備に配慮した整備計画

城跡として価値を高めるための城郭の整備と、城山公園に訪れる市民や観光客、時代のニーズに応えるための公園施設の整備というそれぞれの側面に配慮した整備計画を 策定します。

城郭の整備

城跡の価値を高めるため、史料の収集・調査をしたうえで、史実に対してできる限り忠実に整備を行います。

公園施設の整備

市民や観光客、時代の二一ズに応えることのできる施設整備を行います。

(3)目標年次

本計画では、15年後(平成38年度)を見据えた整備計画を定めます。

整備は段階を追って進める必要があるため、以下のように区分します。

(ア) 短期整備 ~4 年後 (平成 24 年度~平成 27 年度)

新幹線飯山駅開業及び築城 450 年を迎える節目となる契機を見据え、 早急に必要と考えられる整備計画

(イ) 中期整備 ~15 年後 (~平成 38 年度)

短期以外の整備及び遺構(注2)の復元など史料の収集や遺構調査が必要な整備計画

(ウ) 長期整備 16年後~(平成39年度~)

江戸時代末期への復元に向けた提案

注1) 城郭:堀、石垣、区画などの構造物や櫓などの建造物で構成された防衛拠点

注 2) 遺構:土地に刻まれた過去の人達が活動した痕跡、ここでは、城郭に伴う建物基礎など

1.3 計画対象区域

本計画の対象区域は、下図に示す城山公園 6.49ha の範囲とします。



図 1.3.1 計画対象範囲(城山公園一帯の様子(航空写真)

1.4 上位計画・関連計画

(1) 上位計画

(ア) 飯山市第4次総合計画 平成15年2月策定(平成15年度~平成24年度)

平成19年度に策定した後期基本計画では、「第2章 いいやまの宝を財産にかえる」に、「先人から授かった悠久のふるさと飯山を、大切に次の世代につたえていく工夫が求められています」とうたわれており、飯山の宝である歴史文化を、力を合わせて守り、伝えていくことが求められています。このほか、まちづくりの目標として、「自然・文化・伝統に深く親しみ、その価値と実態を知る」とうたわれており、文化財の保護と活用が求められています。

(イ)都市計画マスタープラン 平成12年3月策定

公園配置の目標をまとめた「6-3 公園配置の基本方針」において、近隣公園、地区公園の必要量の設定の方針に、城山公園は、近隣公園に位置付けられており、その整備拡充を行うことにより、新規公園の検討は行わないこととしています。

また、「7. 地区別基本計画」では、飯山地区将来構想の主要施設として位置付けられており、総合整備を図ることが求められています。

(ウ) 国土利用計画二次飯山市計画 平成21年6月策定(平成21年~平成30年)

市域を地域類型に大別し、土地利用基本方向をまとめた「第 I 章 第 3 節 地域類型別の市土利用の基本方向」では、都市計画区域においては、県史跡である飯山城址や寺町など歴史的建造物も存在するため、都市的景観や歴史的町並み景観など、地域の個性と機能に即した整備を推進することとしています。

また、市土利用目標を達成するための措置の検討をまとめた「第Ⅲ章 Ⅱ章に掲げる事項を達成するために必要な措置の検討」では、飯山城址や寺社が連なる寺町は、「史跡ふれあいゾーン」に位置付けられ、「その保全を図り、後世へ受け継ぐことを目指す」としているとともに、史跡の観光資源の活用から、ボランティアガイドの育成や、案内看板類の整備といった受け入れ体制の充実が求められています。

(2) 関連計画

(ア)飯山市景観形成基本計画 平成11年3月策定

飯山らしい風景づくりの基本方針を具体化するものとしてまとめた「IV章 風景づくり基本計画」では、城山公園は、歴史と伝統を活かした風景づくりの対象として位置付けられており、城山公園の整備を進めるとともに、歴史的風景を活かした景観形成が求められています。

(イ) 飯山まちづくりデザイン計画 平成 24 年 3 月策定

まちづくりを展開するコンセプトを「歴史と自然に彩られたふるさと飯山まちづくり」とし、城山公園は、まちなかの歴史拠点として位置付けられており、市民が憩え、 学べる場になるとともに、観光客からも魅力が感じられる城郭整備が期待されていま す。

また、まちづくり推進エリアにおいて、城山公園一帯は、「飯山の歴史とふるさと 文化を魅了するエリア」に位置付けられており、"まち庭" プロジェクトの一環とし た回遊性あるまちづくりと関連付けたまちのシンボルとしての整備及び保存を図る とともに、年間を通じたイベントの開催や市民活動の場としての活用が求められてい ます。

1.5 城山公園の都市計画決定

現在、城山公園は、都市公園条例で定められた地区公園として供用されていますが、 都市計画決定を行い、都市施設として明確に位置付け、本整備計画に沿い、着実に整備 を進めます。

1.6 計画の見直し

本計画は、平成 24 年度を初年度とし、事業期間が長期にわたることから、社会情勢の変化や、史料収集及び遺構調査など新たな見地により、計画変更が求められることがあります。その場合には、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。